

# 地域型保育事業者募集要項

令和6年4月

各務原市

# 目次

- 1 募集の趣旨（P 1）
- 2 募集内容（P 1）
- 3 応募できる事業者の資格要件（P 4）
- 4 運営・設置に関する基準（P 5）
- 5 開所に係る補助金について（P 8）
- 6 応募手続き（P 8）
- 7 事業者の選定（P 1 0）
- 8 スケジュール（予定）（P 1 1）
- 9 担当部署（P 1 1）

## 1 募集の趣旨

令和8年度より事業開始予定の「こども誰でも通園制度（仮称）」や保育士配置基準の見直しへの対応に向けて今後の入所児童数と確保定員の数を見込んだところ、西部地区・東部地区（保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域に施設を確保する観点から、児童の生活圏内である中学校区を基準とし、概ね主要地方道江南関線を境に「西部」と「東部」に区域設定をしています。）ともに3歳未満児の保育定員の不足が見込まれることから、新たに地域型保育事業所を開設するため、運営する事業者を募集します。

## 2 募集内容

### (1) 募集する事業者

社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者

### (2) 募集する事業類型

- ・小規模保育事業A型
  - ・保育所型事業所内保育事業
  - ・小規模型事業所内保育事業（小規模保育事業A型と同様の基準を満たすもの）
- ※ただし、事業所内保育事業は地域枠定員が総定員の1/2以上の事業に限る。

### (3) 開設時期

令和7年4月1日開設

### (4) 公募期間

令和6年4月23日（火）～令和6年7月12日（金）

### (5) 募集定員

西部地区80人程度（4施設程度）

東部地区40人程度（2施設程度）

(6) 募集地域

市内の人口分布を加味して利用者に対して利便性の高い地域に開設すること。

(ア) 西部地区

- ・概ね主要地方道江南関線を境に西側の地域に4施設
- ・那加中学校区、蘇原中学校区、川島中学校区、桜丘中学校区、稲羽中学校区

※下記駅の周辺(概ね半径1,000m以内)を優先整備区域とし、事業者選定の際に加点します。

駅名		ポイント
那加駅	J R 東海高山本線	+15点
六軒駅	名鉄各務原線	
各務原市役所前駅		
新那加駅		
蘇原駅	J R 東海高山本線	+10点
三柿野駅	名鉄各務原線	
市民公園前駅		
新加納駅		

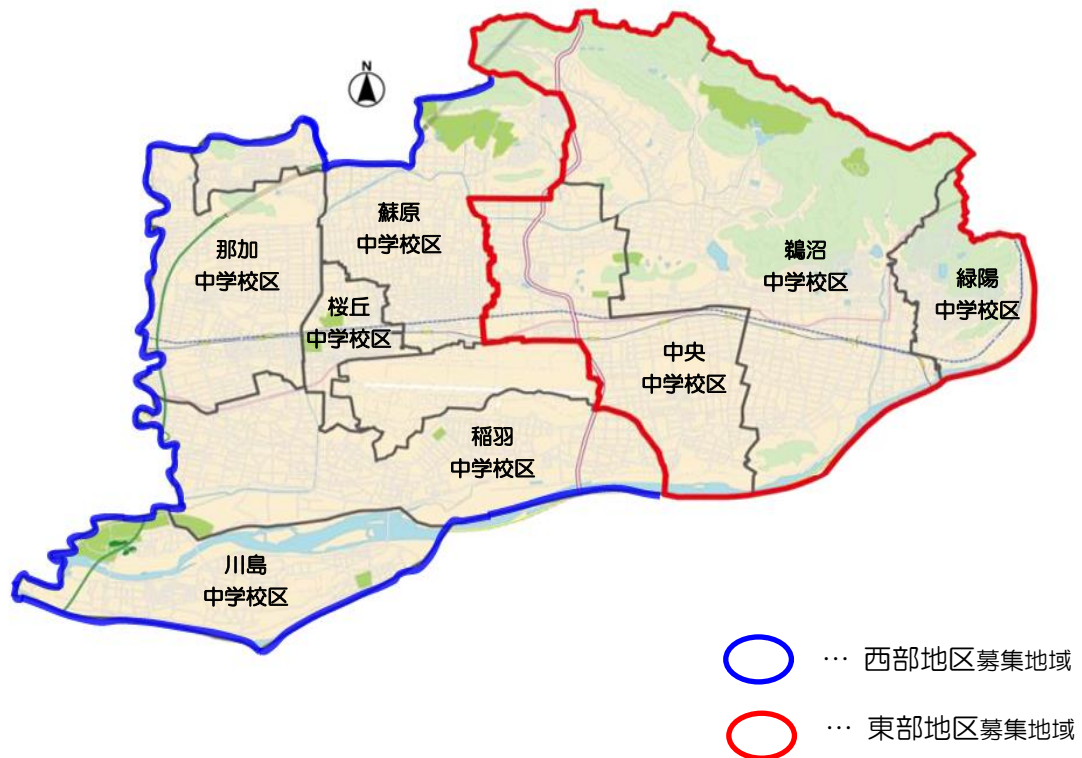
(イ) 東部地区

- ・概ね主要地方道江南関線を境に東側の地域に2施設
- ・鵜沼中学校区、緑陽中学校区、中央中学校区内

※下記駅の周辺(概ね半径1,000m以内)を優先整備区域とし、事業者選定の際に加点します。

駅名		ポイント
鵜沼駅	J R 東海高山本線	+15点
新鵜沼駅	名鉄各務原線	
名電各務原駅		
各務ヶ原駅	J R 東海高山本線	+10点
羽場駅	名鉄各務原線	
鵜沼宿駅		
苧ヶ瀬駅		
二十軒駅		

## 地域型保育事業所開設募集地域



### (7) 保育内容等について

- ①開所日 月曜から土曜日
- ②休所日
  - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日
  - ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
  - ・日曜日
  - ・災害その他特別な理由があるとき
- ③開所時間 午前7時から午後7時30分の間で最低11時間を開所時間とし、そのうち8時間を原則的な保育時間として設定すること。（11時間以上の開所時間で午前7時から午後7時30分を超える場合は可）
- ④対象児童 0歳児（生後57日経過後）から2歳児（3歳に達した日以降の最初の3月31日まで）
- ⑤保育内容 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて保育を提供すること。

※今後制度等が改正された場合には、運営の変更に対応できるようにすること。

- (8) その他 1法人につき、西部地区2施設および東部地区1施設までの申込とする。

### 3 応募できる事業者の資格要件

本公募に応募できる事業者は令和7年4月1日に地域型保育事業の設置・運営を確実に行うことができ、かつ以下の要件を満たす必要があります。(社会福祉法人又は学校法人に関しては(1)～(3)を除く要件を満たすこと)

- (1) 直近の会計年度において、地域型保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該事業の全体の財務内容について、3年以上連続して損失の計上がない等、必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該地域型保育事業の経営者(法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)とする。)が社会的信望を有すること。
- (3) 次の(ア)又は(イ)に該当する実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
  - (ア) 実務を担当する幹部職員が保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められるものであるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - (イ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項に該当しないこと。
- (5) 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時事業所の運営管理の業務に専従する者であること。
- (6) その他法令等に違反する事業者でないこと。
- (7) 職員は、各務原市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するものでないこと。
- (8) 事業実施者及び事業実施者が現に運営している事業所等について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。  
ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、応募できる事業者の資格要件を満たすものとする。
- (9) 各務原市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (10) 公租・公課の滞納がないこと。

## 4 運営・設置に関する基準

地域型保育事業の運営・設置に関して「各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）」及び「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例29号）」に定められた基準を満たす必要があります。

当該事業の運営・設置に関する基準の概要を以下のとおり示します。

※基準は現時点での内容です。今後、基準に変更があった場合には変更後の基準に合わせて運営を行うこと。

### ○小規模保育事業A型

利用定員：6人以上19人以下

項目		内容
職員配置	保育士	0歳児3人につき保育士1人 1・2歳児6人につき保育士1人 ※上記に加えて1人を追加で配置。 ※保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	嘱託医	配置必須
	調理員	配置必須 (搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。)
設備の基準	乳児室又はほふく室	0・1歳児1人につき3.3㎡以上
	保育室又は遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上
	屋外遊戯場	2歳児1人につき3.3㎡以上 ※自園内に設置できない場合、付近の代替地可
	調理設備	設置する
	便所	設置する
	建物	保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条9条の3に規定する準耐火建築物であること。
階段	保育室を2階以上に設ける場合は、各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第28条第7号イに掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。	
運営基準	食事の提供方法	食事を提供することとし、自園調理を原則とする。 但し、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
	連携施設	設定する

○事業所内保育事業

項目		内容	
		保育所型事業所内保育事業 (定員20人以上)	小規模型事業所内保育事業 (定員19人以下)
利用定員	利用定員の設定	○記載の地域枠定員は基準上の定員です。申込においては、地域枠定員を1/2以上に設定する必要があります。	
		利用定員	地域枠定員
		1人以上5人以下	1人
		6人以上7人以下	2人
		8人以上10人以下	3人
		11人以上15人以下	4人
		16人以上20人以上	5人
		21人以上25人以下	6人
		26人以上30人以下	7人
		31人以上40人以下	10人
		41人以上50人以下	12人
		51人以上60人以下	15人
		61人以上	20人
職員配置	保育士	0歳児3人につき保育士1人 1・2歳児6人につき保育士1人	小規模保育事業A型と同様の基準であること
	嘱託医	配置必須	
	調理員	配置必須 (調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。)	
設備基準	乳児室	0・1歳児1人につき1.65㎡以上	
	ほふく室	0・1歳児1人につき3.3㎡以上	
	保育室又は遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上	
	医務室	設置する	
	調理室等	調理室を設置	
	便所	設置する	
	屋外遊戯室	2歳児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可	
建物	保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条9条の3に規定する準耐火建築物であること。		
階段	保育室を2階以上に設ける場合は、各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条第8号イに掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。		
運営基準	食事の提供方法	自園調理を原則とする。 但し、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。	
	連携施設	設定する	



## 【留意事項】

### (1) 連携施設の設定について

地域型保育事業者は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する必要があります。

- ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう）を提供すること。
- ③保育の提供を受けていた利用乳幼児を当該保育の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

※保育所型事業所内保育事業所においては①、②に係る連携協力を求めることを要さず、③については地域枠定員を利用する乳幼児に限る。

### (2) 当該地域型保育事業所以外の食事の搬入について

以下に掲げるいずれかの施設から食事を搬入する方法による場合のみ外部から搬入した食事を提供することが可能です。ただし、この場合において、当該地域型保育事業者は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えておかなければなりません。

#### ①連携施設

- ②当該地域型保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。

### (3) 設備について

- ①事業実施者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。
- ②衛生的な調理設備及び便所を設け、保育室等と区画されていること。
- ③構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

## 5 開所に係る補助金について

令和6年度に施設改修を行う場合、予算の範囲内において、補助金を交付します。

国の補助制度を活用し、補助金の交付を予定しておりますが、令和6年度以降の補助内容が未確定であるため、次に示す概要の補助額や補助割合等が変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国庫補助金の名称	内容	対象経費	基準額・補助割合
保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業・小規模保育改修費等)	賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設に必要な経費の一部を補助する。	改修費等 賃借料 礼金 (敷金を除く)	【補助基準額】以下の①、②を比較して少ない方の額 ① 24,026千円 ②対象経費の実支出額予定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額 【補助割合】3/4

※今回の公募では新築の補助金は対象外といたします。

## 6 応募手続き

本公募に申込を希望する事業者の方は次により、応募申込書類を提出してください。

### (1) 参加表明受付期間・提出場所

【受付期間】令和6年4月23日(火)から令和6年6月14日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

【受付時間】午前9時から午後5時まで

【受付方法】参加表明書を下記提出先まで持参してください。(郵送不可)

(提出先) 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 健康福祉部子育て応援課 施設指導係

※参加表明書持参前に電話にて提出日時を調整された上でお越しく下さい。

### (2) 選考書類受付期間・提出場所

【受付期間】令和6年4月23日(火)から7月12日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

【受付時間】午前9時から午後5時まで

【受付方法】応募書類を下記提出先まで持参してください。(郵送不可)

(提出先) 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 健康福祉部子育て応援課 施設指導係

※書類持参前に電話にて提出日時を調整された上でお越しく下さい。

(3) 選考に関する提出書類

書類 番号	内容	指定の様式
1	申請書	様式1
2	法人概要調書	様式2
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
4	施設概要調書	様式3
5	既に運営している施設・事業所の直近の行政による監査における指摘調書及び改善報告書（又は同趣旨書類）の写し（3年分）	
6	法人の定款・規約等	
7	運営資金計画書（令和7年度分・令和8年度分）	様式4
8	施設整備事業計画書	様式5
9	開設までのスケジュールがわかる書類	
10	設置予定位置図	様式6
11	昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工された場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類	
12	工事費、設計管理費等見積書の写し	
13	平面図（各室の用途及び面積がわかるもの）	
14	保育内容等概要調書	様式7
15	職員配置概要調書	様式8
16	決算書又は決算報告書・収支報告書等決算書に類する書類 過去3期分（損益計算書及び貸借対照表）	
17	納税証明書 （法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税） ※各々直近1年分	
18	残高証明書等自己資金を証明できる書類 ※公募開始以降のものを提出すること。	

※追加で資料の請求を行う場合があります。

(4) 提出部数

提出書類は1部を正本として提出。副本（写し）として12部提出してください。

※正本はカラー印刷、副本はモノクロ印刷でも構いません。（ただし、鮮明であること。）

提出書類は原則A4判で提出してください。図面等A3判のものは、A4サイズに折り込んでください。

各提出書類の番号ごとにインデックスを貼り付けて提出してください。（正本、副本（写し）すべて。）

(5) 質問事項の受付

応募にあたってのご質問は、次のとおり受け付けます。

※電話でのご質問にはお答えできませんので、ご注意願います。

【受付期間】令和6年4月23日（火）から令和6年5月31日（金）午後5時まで

【受付方法】質問票に記入の上、下記メールアドレス宛にご提出ください。

（メール送信先）[kosodate@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kosodate@city.kakamigahara.gifu.jp)

**※メールにて提出される場合はメール送信後、電話にてご一報ください。**

【回答方法】令和6年6月7日（金）までにホームページに回答を掲載いたします。

## 7 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法等

書類審査やヒアリング及びプレゼンテーションにより審査採点を行い、事業者を選定します。

※書類審査の段階において、各務原市地域型保育事業者選定審査評価表における採点結果が60点を越えない場合、ヒアリング等には進むことができません。

ヒアリング及びプレゼンテーションは令和6年7月下旬を予定しており、応募法人の代表者にご出席をいただくことを予定しております。

※審査の結果、募集施設数を超えない事業実施者の決定を行う場合があります。

(2) 選定基準

令和6年4月23日に市ホームページ掲載予定の「各務原市地域型保育事業者選定審査評価表」に基づき選定を行います。

(3) 選定期間 令和6年8月上旬（予定）

(4) 選定結果

選定結果は応募法人に文書での通知及び市ホームページに掲載いたします。

（電話等による直接の問い合わせには応じません。）

## 8 スケジュール (予定)

日付	内容
令和6年4月23日(火)	募集要項等公開
令和6年4月23日(火) ～令和6年5月31日(金)	質問受付期間
令和6年4月23日(火) ～令和6年6月14日(金)	参加表明受付期間
令和6年4月23日(火) ～令和6年7月12日(金)	選考書類受付期間【締切厳守】
令和6年7月中旬	書類審査
令和6年7月下旬	事業者選考委員会(ヒアリング等)
令和6年8月上旬	事業者決定
令和7年4月1日	開所

## 9 担当部署

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 健康福祉部子育て応援課 施設指導係

電話：058-383-7263(直通)

メール：[kosodate@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kosodate@city.kakamigahara.gifu.jp)